

## 令和4年5月26日以降から当面の間の学校教育活動について（通知）

泉大津市教育委員会

## 1. 今後の学校の教育活動について

5月23日から当面の間、大阪府内全体で新型コロナウイルスに係る対応（大阪モデル）が「警戒（黄信号）」から「警戒解除（緑信号）」へ移行する方針が示されました。

加えて、国からマスクの着用について具体の場面に即した留意点が示されました。

このことを受け、本市の学校教育においても感染リスクの高い活動に留意しつつ、感染症対策を徹底し、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事などの教育活動を行ってください。

今後は新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを参考に、各校の教育活動を推進いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

## 学校生活における「マスク着用」について

\* 身体的距離が十分とれないときはマスクの着用を指示

ただし、十分な身体的距離が確保できる場合、活動を行う場所の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、マスクを着用すると熱中症などの健康被害が発生するリスクが高くなる恐れがある場合、マスクを着用する必要はない。

\* 体育の授業や運動部活動、登下校の際においては、マスクの着用は必要としない。（運動部活動において接触を伴う活動は、各競技団体作成のガイドライン等を確認のこと）

\* 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外すなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

## 教育活動内容

## ① 授業において

- ・ 感染防止対策を講じた上、通常通り実施
  - \* マスクの付け外しについては、学校生活における「マスクの着用」を参照
  - \* 水泳の授業等は身体的距離を確保した上で実施すること。
- ・ コロナウイルス感染症に伴う『不安を感じて登校できない』・『濃厚接触判定により登校できない児童生徒』については引き続き、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。（出席停止措置とする）

## 【実施例】

- ・ 学習プリント等を課題として配付、回収、添削、指導
- ・ 東書タブレットドリルの活用

- ・授業動画等と学習プリントを家庭学習教材として配付、回収、指導など

## ② 給食時間

- ・給食時間中の会話については、必要以上のことは話さないように指導する。

## ③ クラブ (中学校) 活動

部活動については、通常通り実施可とする。

ただし、実施する場合は感染防止対策を十分に講じた上、以下の内容を遵守すること。

- ・感染リスクの高い活動は行わないこと。
- ・他校との練習試合・合同練習行う場合は感染防止対策を十分に講じること。
- ・公式戦参加に係る移動は三密をできるだけ避けること。
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を伴う活動は控えること。
- ・クラブ部内の部員より複数の感染者が確認された場合や複数の濃厚接触者が確認された場合、クラブ活動は一時中止 (2日～3日) し、経過を観察すること。
  - \* 複数とはおよそ15%以上 (部活動の部員数の規模により判断) \*
- ・運動部、文化部ともに設定されている活動休止日を保護者に通知し遵守すること。
- ・生徒の心身の状態の把握に努めるとともに、マスクの着脱の指示を適切に行うなど熱中症防止の観点も踏まえ、生徒の体調管理には万全を期すること。

## ④ 学校行事

- ・家庭訪問 必要に応じて**実施可**

- ・個人懇談会 学校の実情に応じて、感染防止対策を講じた上、**実施可**

- ・参観・オープンスクール

感染防止対策を講じた上、**実施可**

\*ただし、感染状況に応じて人数制限等を行うなどの感染防止対策を講じると

- ・校外学習・修学旅行

感染防止対策を講じた上、**実施可**

ただし、実施する場合は感染防止対策を十分に講じた上、以下の内容を遵守すること。

- ・実施する場合、移動の際 (公共交通機関等利用する移動・バス等) は可能な限りマスクを着用させること。
- ・当日の児童生徒の体調管理については特に配慮した体制を整えること。  
(当日朝の学校における検温の実施など)
- ・参加については、感染防止対策に係る児童生徒・保護者の意思を尊重すること。  
(欠席の場合は出席停止措置とする)